

4－5 浴室設置型衣類乾燥機の設置基準について

平成 6 年 6 月 27 日	6 消予第 91 号
平成 11 年 5 月 27 日	11 消予第 70 号
平成 15 年 4 月 28 日	15 消予第 65 号
平成 25 年 12 月 16 日	25 消予第 105 号
平成 27 年 3 月 31 日	26 消予第 140 号

1 適用範囲

この基準は、電気を熱源とし、温風を吹き出すことにより衣類を乾燥させることを主な目的として浴室等の天井に組み込まれて設置される乾燥機に適用する。

2 電気用品の基準

浴室設置型衣類乾燥機は、電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和 37 年通商産業省令第 85 号）別表 8・（44）電気温風機又は同表・（76）電気乾燥機の基準に適合し、電気用品安全法（平成 11 年法律 121 号）第 10 条の規程により表示（別図 1 参照）がされていること。

3 浴室設置型衣類乾燥機の構造等

（1）浴室設置型衣類乾燥機の構造等

ア 衝撃、震動、加熱等により容易に亀裂、破損及び変形を生じないこと。

イ 外かく表面温度は、摂氏 100 度未満であること。

ウ 温度吹出し温度は、摂氏 90 度未満であること。

エ 電熱装置の容量は、3 キロワット以下であること。

オ 次の安全装置が設置されていること。

（ア）温度が過度に上昇した場合において電熱装置の電源を遮断できる装置

（イ）送風機が故障した場合において電熱装置の電源を遮断できる装置

（2）浴室設置型衣類乾燥機に付属する排気用ダクトは次によること。

ア ダクトは、不燃材料又は国土交通大臣認定及び（一財）日本消防設備安全センターの性能評定を受けた耐火二層管で造ること。

イ ダクトは、専用とすること。ただし、一の住戸内の洗面所、便所その他これらに類する室（以下「洗面所等」という。）のダクトと接続されている場合で、洗面所等のダクトが不燃材料で作られている場合はこの限りでない。

ウ 排気用ダクトが延焼の恐れのある外壁を貫通する場合は防火ダンパーを設けること。

4 離隔距離

浴室設置型衣類乾燥機本体及び排気用ダクトの周囲には次の距離を保つこと（別図 2 参照）。

（1）浴室設置型衣類乾燥機本体は、可燃性の部分（機器の取付け部分を除く。）から 100 ミリメートル以上の距離を保つこと。ただし、可燃性の部分を厚さ 9 ミリメートル以上の不燃材料で被覆した場合はこの限りではない。

- (2) 排気用ダクトは可燃性の部分から50ミリメートル以上の距離を保つこと。

5 付属機器等

- (1) 衣類吊り下げ金具は、温度吹出し口から200ミリメートル以上の距離を保つこと。
- (2) 断熱材及び吸音材を使用する場合はグラスウール、ロックウール等の不燃材料を使用し、機器を覆わないこと。
- (3) 取付材及び取付補強材等是不燃材料を使用すること。
- (4) 点検口を設け、浴室設置型衣類乾燥機本体及び排気ダクトが容易に点検及び整備ができるよう施工すること。

6 緩和基準等

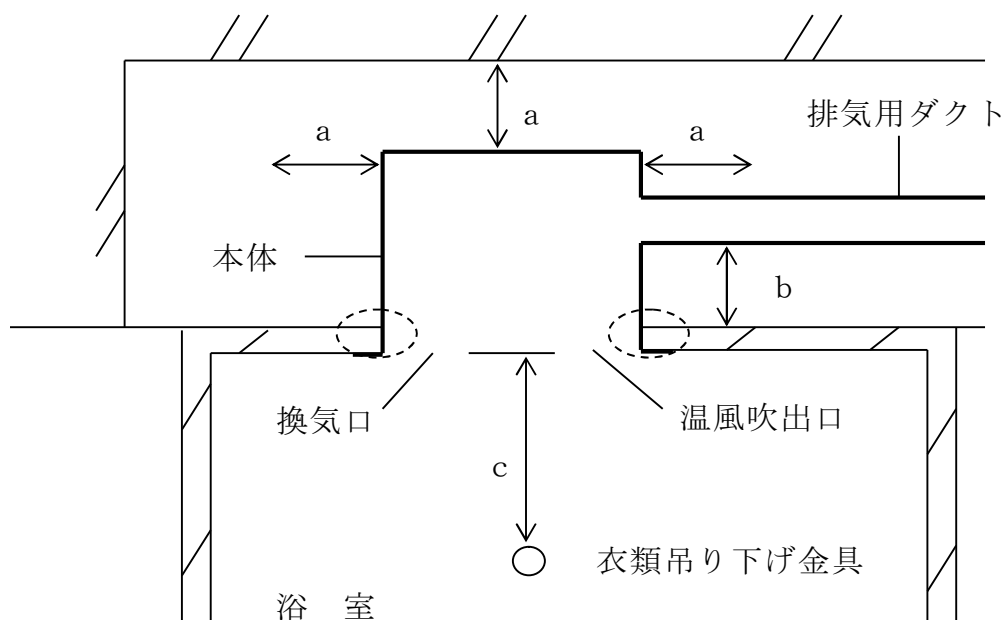
- (1) (一社)日本電機工業会(JEEMA)の「組込形浴室用乾燥機等の設置に関する自主基準」(以下「自主基準」という。)により適合された機器にあつては、上記3(2)ウ、4(1)、(2)、5(1)及び5(3)の基準によらなくても支障ないものとする。

なお、(一社)日本電機工業会(JEEMA)で適合された機器の各距離については、自主基準において適合として認められた距離以上とすること。

- (2) 本基準によらずに浴室型衣類乾燥機を設置しようとする場合は、予防部予防課において製造者からの申請に基づく個別審査を行うものとする。

別図 2

浴室設置型衣類乾燥機の設置例



a : 100ミリメートル

b : 50ミリメートル

c : 200ミリメートル

○ : 機器の取り付け部分

別図 1

特定以外の電気用品の表示例

